3　法第五十八条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　（略）

二　法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

三　共同事業組合（第一号に掲げる組合を除く。）　当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、当該共済責任の全部を負担部分とする法第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合又は共済水産業協同組合連合会の作成する法第五十八条の三第二項（法第九十六条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の業務及び財産の状況に関する事項

4　（略）

第四十九条　組合（共同事業組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合を除く。）を除く。以下この条において同じ。）又は連合会は、法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該組合又は当該連合会の事業年度経過後四月以内（法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合を除く。）にあっては、五月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2～4　（略）

（合併の認可の申請等）

第五十条　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会は、法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　合併を決議した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　（略）

四　法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類

五～十　（略）

2　（略）

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十条の二　法第百八条において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

3　法第五十八条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　（略）

二　法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

三　共同事業組合（第一号に掲げる組合を除く。）　当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、当該共済責任の全部を負担部分とする法第十一条第一項第十一号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合又は共済水産業協同組合連合会の作成する法第五十八条の三第二項（法第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の業務及び財産の状況に関する事項

4　（略）

第四十九条　組合（共同事業組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合を除く。）を除く。以下この条において同じ。）又は連合会は、法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該組合又は当該連合会の事業年度経過後四月以内（法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合を除く。）にあっては、五月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2～4　（略）

（合併の認可の申請等）

第五十条　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会は、法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　合併を議決した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　（略）

四　法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五～十　（略）

2　（略）

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十条の二　法第百二十一条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）